

第 8 章 附属図書館

○沖縄県立看護大学附属図書館規程

(平成11年4月15日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、沖縄県立看護大学学則第 3 条第 2 項の規定に基づき、沖縄県立看護大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）の運営について基本的事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 附属図書館は、図書その他の資料（以下「図書」という。）を収集、整理、管理及び利用に共し、本学教職員及び学生等の教育並びに調査、研究に資することを目的とする。

(附属図書館運営委員会)

第 3 条 附属図書館の運営に関する重要事項を審議するため、附属図書館に附属図書館運営委員会を置く。

2 附属図書館運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、附属図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月15日から施行し、平成11年4月1日から適用する。